

○健康被害の報告されている未承認医薬品の輸入の取扱いについて

(平成14年8月28日)

(医薬監麻発第0828008号)

(各地方厚生局長あて厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知)

今般、我が国において中国から個人輸入された痩身用未承認医薬品等による健康被害の報告されている未承認医薬品の輸入の取扱いに関しては、平成14年8月28日医薬発第0828012号厚生労働省医薬局長通知(以下「局長通知」という。)において協力依頼したところではありますが、局長通知中の製品名を公表されている未承認医薬品等については別表1のとおりです。

なお、輸入者より輸入について申告があった場合の取扱いは、別表2の取扱いによりお願いいたします。

(別表1)

1. 未承認医薬品

[画像1 \(252KB\)](#)

[画像2 \(192KB\)](#)

[画像3 \(97KB\)](#)

2. 健康食品

[画像4 \(29KB\)](#)

(別表2)

	対象	取扱い
1	別表1の1 未承認医薬品に記載されている品目	輸入された医薬品により、国内において発生している健康被害について、輸入者に対し説明を行いその上で、輸入を行う場合には、輸入報告書、念書、商品説明書、医師の証明書(服用指示書)、仕入書(写)、航空貨物運送状又は船荷証券(写)及び同意書(当該製品により国内において健康被害が発生していることを認識のうえ服用する旨が記載されているもの)を添付のうえ申請があった場合には、薬監証明を発給して差し支えない。
2	別表1の2 健康食品に記載されている品目	輸入された健康食品により、国内において健康被害が発生している旨を説明のうえ、輸入する場合には担当検疫所に連絡するよう指導する。